

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

品川区は、東京都の南東部に位置し、面積は 22.84 km²、東京 23 区の中で広さは 10 番目にあたる。

人口は昭和 35 年（1960 年）の 42 万 7,859 人をピークに概ね減少傾向であったが、平成 12 年（2000 年）以降、再び増加に転じている。（令和 7 年 3 月 1 日現在 412,872 人）

昼間人口は 58 万人を超え、卸売業・小売業への就業者が 20%を超え、次いで情報通信業、サービス業、医療・福祉業へと続いていく。

地域産業は、明治 6 年の「興業社」（明治 9 年には官営の品川硝子製造所）の設立以来、目黒川を工業用水、運送用水路として活用し、後の京浜工業地帯発祥の地として名を馳せた。現在でも機械、金属、印刷等を中心に区内全事業所の 1 割近くを製造業が占める。また、ハイレベルの製品開発・生産を支える精密機械器具や電子部品・デバイスの事業所も多く存在している。かつては付加価値額で全体の 25%を製造業が占めていた。

しかし、平成 26 年と令和 3 年の経済センサス基礎調査・活動調査における区の製造業関連指数の推移をみると、事業所数、従業員数ともに減少傾向にあり、事業所数では 1,785 事業所から 1,310 事業所まで 475 事業所が減少（減少率 25.4%）している。一方、ソフトウェア産業が集積しつつあり、事業所数では 824 事業所から 1,099 事業所まで 275 事業所に増加（増加率 33.3%）している。

また、卸売業・小売業の事業所数は減少傾向にあるが、従業員数は増加しており令和 3 年の経済センサス活動調査では平成 26 年に比べて 9,891 人増加（増加率 11.3%）している。

経済センサスの調査によると、品川区の事業所数は減少傾向となっているが従業員数は増加している。このまま事業所数が減少していくと区内の産業基盤が崩れていく恐れがあるため、区内産業の活性を図る生産性の向上が不可欠となっている。

●産業大分類別事業所・従業員数

	平成 26 年		平成 28 年		令和 3 年	
	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員
建設業	1,192	19,676	1,129	18,300	1,135	18,236
製造業	1,785	36,558	1,544	21,603	1,310	25,207
情報通信業	824	74,558	831	66,559	1,099	88,202
運輸業、郵便業	602	25,918	560	19,069	502	26,930

卸売業、小売業	4,876	87,184	4,692	92,683	4,352	97,075
金融業、保険業	359	9,353	338	10,303	371	11,265
不動産業、物品賃貸業	2,632	12,061	2,266	10,680	2,422	13,663
学術研究、専門・技術サービス業	1,143	24,368	1,102	19,045	1,381	26,182
宿泊業、飲食サービス業	3,253	27,560	3,073	27,487	2,544	22,037
生活関連サービス業	1,456	17,804	1,390	17,622	1,261	13,840
医療、福祉	1,508	21,081	1,437	20,707	1,542	30,105
その他	1,979	56,579	1,761	47,772	1,978	51,463
合計	21,609	412,700	20,123	371,830	19,897	424,205

平成 26 年経済センサス基礎調査、平成 28 年・令和 3 年経済センサス活動調査

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 100 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

品川区の産業は、製造業、卸売業・小売業、サービス業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

品川区の産業は、駅周辺、臨海エリア、内陸部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

品川区の産業は、製造業、卸売業・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が品川区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、

全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、機械設備の更新、生産管理システム導入等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。